

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

一級河川小川の災害被害に関する土石流被災防止対策に係る文書は存在しないとした処分は妥当である。

### 第 2 異議申立て等の経過

- 1 平成 1 7 年 ( 2 0 0 5 年 ) 3 月 3 日、異議申立人は、長野県情報公開条例 ( 平成 1 2 年長野県条例第 3 7 号。以下「本件条例」という。 ) に基づき、「平成 1 1 年度から度重なる被災対応工事が続く、長野県一級河川小川の同被災に係る土石流被災防止対策に係わる文書一切について」( 以下「本件文書」という。 ) の公開請求を行った。
- 2 長野県知事 ( 以下「本件実施機関」という。 ) は、異議申立人に公文書公開請求の対象文書の具体的内容等を確認した上で、砂防及び河川に関する計画についての請求であると判断し、平成 1 7 年 3 月 1 8 日、この請求に対し、本件文書を不存在とする公文書不存在決定 ( 以下「本件決定」という。 ) を行った。
- 3 異議申立人は、本件決定に対し、平成 1 7 年 5 月 1 6 日付けで本件決定の取り消しを求める旨の異議申立てを行った。
- 4 異議申立人が主張する土石流被災防止対策とは、砂防計画と洪水対策のための河川計画が考えられることから、本件実施機関は異議申立人にその意味を確認し、砂防計画に関するものを指すものと特定したところである。
- 5 本件実施機関は、上記 3 において異議申立人が提出した異議申立書の記載では、異議申立てに至る詳細な経緯は理解できるものの、公文書不存在決定を違法とする具体的な理由が明記されていないとして、平成 1 7 年 7 月 6 日、異議申立人に対し釈明を要求した。
- 5 平成 1 7 年 7 月 8 日付けで、異議申立人は実施機関に釈明書を提出した。

### 第 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が、異議申立書、釈明書及び意見書で主張した内容の要旨を総合すると、概ね次のとおりである。

1 一級河川小川では、平成11年頃より最大増水量の約3分の1程度の水量であるにもかかわらず、土砂を巻き込む状態で、頭首工や跳ね止め施設などを土石流が乗り越える状況が増えていたため、一級河川小川の増水の状況が明確に変化したことに気づいた。

このような土石流が発生するたびごとに、一級河川小川が危険な状況にあることを上松町、県及び国に連絡してきたが、平成16年9月、一級河川小川の上流部の国有林等への降雨により土石流が発生し、私が所有する土地も被災した。

そこで、やむなく自らの生命と財産を守るため、本件文書に係る公文書公開請求書を本件実施機関あて送付したところ、公文書不存在決定通知書が送達された。

2 公文書の不存在を承知の上で、同一箇所何度重なる災害現場を確認し、同一箇所の復旧工事を起案し、執行しているにもかかわらず、権限を有する公務員が砂防に係る公文書作成を行っていないことの不当性を訴えるため、異議申立てを行った。

3 一級河川小川には、河川勾配が4.5度を超える箇所のある支川が多数合流しており、一級河川小川の平均河床勾配が2.5度であるからという理由で、直ちに土石流危険渓流の指定から除いた県の判断は不適切であり、地域住民の安全を机上の空論とするものである。

4 県は被災現場の原状回復を図るのみであり、原状回復対策のみでは今後も更に大きな被災事故が発生することは明らかである。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、理由説明書及び意見陳述で主張した内容の要旨を総合すると、概ね次のとおりである。

1 県は、一級河川小川の治水対策上必要な護岸等の河川施設が被災した場合、その施設の復旧に努めているが、一級河川小川における被災の原因は豪雨による異常出水であり、異議申立人が主張するような土石流によるものではない。

2 県が土石流対策として砂防えん堤などの砂防施設の計画を立てる場合には、土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼす恐れのある土石流危険渓流に指定されている渓流が優先される。

土石流危険渓流として指定されるのは、土石流の発生する区域から河川勾配が3度になる地点までの溪床及び溪床からの比較差が数メートル以内の平坦部とされているが、一級河川小川の平均河床勾配は2.5度であるため、土石流危険渓流には指定されていない。

なお、一級河川小川本川は土石流危険渓流に指定されていないが、複数の支川が指定されているものである。

3 一級河川小川の上流は小川入国有林などの国有林が占めており、その流域における河川管理は、財産管理者である中部森林管理局長が行っている。このため、国有林内で災害等が発生し

た場合には、財産管理者が施設の復旧等を実施している。

- 4 したがって、異議申立人は、「権限を有する公務員の砂防に係る公文書作成が行われていないことの不当性を訴える為、異議申立てを行った。」と主張しているが、一級河川小川については、県が土石流対策としての砂防施設の計画を立てる必要はなく、また、その予定もないため、本件文書の作成はしていないものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責任を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。本件条例の運用に当たっては、この理念が十分に尊重されなければならない。

### 2 本件文書について

本件文書は、木曽郡上松町を主な流域とし、木曽川に合流している一級河川小川の災害被害に関する土石流被災防止対策に係わる全ての公文書である。

前記第2のとおり、本件実施機関は異議申立人に対し、請求対象文書の具体的内容等の確認を行っており、異議申立人のいう土石流被災防止計画とは、砂防計画に関する公文書を意味するものと推測していることが認められ前記第3の異議申立人の主張を見ても、土石流被災防止対策とは、一級河川小川の流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家等を守ることを主たる目的として行う砂防事業に係る計画の策定を指すものと考えられるところである。

本件実施機関は、一級河川小川について、土石流対策としての砂防施設の計画を立てる必要はなく、その予定もないため、本件文書の作成はしていない旨を主張していることから、当審査会では、本件文書を不存在とする本件決定の妥当性について審査を行った。

### 3 本件文書の不存在について

#### (1) 砂防事業等について

県が砂防事業を実施して設置する砂防設備としては、砂防堰堤、溪流保全工（床固工、護岸工）、山腹工などが考えられるが、砂防設備を設置する区域は砂防指定地（以下「指定地」という。）に指定されている必要がある。指定地は、砂防法第2条の規定に基づき国土交通大臣が指定を行い、官報告示が行われるものであり、砂防指定地指定要綱（平成元年9月12日付け河砂発第58号）によれば、その指定基準として、治水上砂防のため一定の行為を禁止又は制限すべき区域、土石流危険溪流等による土石流の発生のおそれのある区域、砂防設備の設置が必要と認められる区域などが規定されている。指定地については、県において

砂防指定地台帳が調製され、砂防設備が設置された場合、砂防設備台帳が同様に調製される。

また、「土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領」(平成11年4月16日付け建設省河砂発第20号通知。以下「要領」という。)に基づいて、土石流が発生する危険性があり、人家に被害を及ぼす恐れのある渓流については、地形図等を用いて調査が行われている。平成15年にとりまとめられた調査結果によると、本県では、保全対象人家5戸以上の土石流危険渓流が4千箇所を超えており、本件実施機関によれば、このような渓流については、土石流危険区域を設定し、優先的に砂防設備の整備を進めているが、整備率は2割程度ということである。上記のとおり、県が砂防事業を実施するには、その区域が指定地とされる必要があるが、土石流危険渓流に砂防設備を設置する場合も同様である。

指定地においては、治水上砂防のため、土地の形状変更等の一定の行為が制限されており、制限行為を行う場合には県知事の許可が必要とされている。さらに、県が砂防設備を設置する必要があると認めた場合には砂防事業を実施するが、事業化に当たっては、指定地の災害発生等の危険性、下流域の保全対象の状況などを県が総合的に判断しながら事業採択していくため、必ずしも全ての指定地において砂防事業が実施される訳ではない。

なお、砂防設備の設置が特定の指定地のみに留まらず、ある河川流域の広範な範囲に砂防設備を設置するなどの大規模な砂防事業を実施するような場合には、計画区域内において有害な土砂を合理的かつ効果的に処理するよう、砂防基本計画を策定する必要があるものである。

以上のことを踏まえながら、一級河川小川における砂防事業に係る計画の有無について、以下検討する。

## (2) 一級河川小川の本川について

当審査会は、一級河川小川の本川に係る指定地の状況について、砂防指定区域図から確認したところ、指定地が河川に接している部分が複数存在していることが認められた。当該指定地の現況について砂防設備台帳等から確認したところ、当該指定地には砂防設備は存在していないことが認められ、当該指定地の告示を行った昭和2年5月12日付けの内務省告示第342号(以下「内務省告示」という。)によれば、治水上砂防のため一定の行為を禁止又は制限すべき区域として指定されたものであることが認められた。

また、一級河川小川に接する土地について、内務省告示以降、新たな指定地の指定は行われていないことが認められる。

さらに、要領を確認したところ、土石流危険渓流における土石流危険区域は、地形、過去の土石流の氾濫実績等を基に、想定される最大規模の土石流が氾濫すると予想される範囲とされ、原則として土石流が発生する区域から河床勾配が3度になるまでの溪床及び溪床からの比高が数メートル程度以内の平坦部とする旨、記載されている。

本件実施機関によれば、一級河川小川の本川の平均河床勾配は上記の要件を満たしていないため、土石流危険渓流に指定されていないとのことであり、当審査会として、土石流危険渓流及び土石流危険区域位置図により、一級河川小川の本川が土石流危険渓流に指定されて

いないことを確認したところである。

以上のことから、現時点では、一級河川小川の本川に接する指定地等に新たに砂防設備を設置する予定はなく、また、土石流危険渓流等に指定されていないため指定地とされる可能性は極めて少ないことから、土石流対策としての砂防施設に係る計画を策定する必要はなく、予定もないとする実施機関の主張に特段不合理な点はないものと認められる。

### (3) 一級河川小川の支川について

上記(2)と同様、当審査会が一級河川小川の支川に係る指定地等の状況を確認したところ、一級河川小川の支川のうち、現時点で8渓流の流域には砂防法第2条に基づく指定地が存在することが認められた。これらの指定地について、砂防設備の設置の状況及び指定理由を確認したところ、砂防設備台帳からは砂防設備の存在は認められず、内務省告示を見ても、治水上砂防のため一定の行為を禁止又は制限すべき区域として指定されたものであることが認められる。

また、一級河川小川の支川のうち16渓流が保全人家5戸以上の土石流危険渓流等に指定されていることを確認したところであるが、現時点では、砂防指定区域図等を見ても、砂防設備の設置を目的とした指定地とはされていないことが認められるところである。

以上のことから、現時点では、一級河川小川の支川に存在する指定地に新たな砂防設備を設置する予定はなく、また、土石流危険渓流等に指定されている支川も指定地とはされていないことから、土石流対策としての砂防施設に係る計画を策定する必要はなく、予定もないとする実施機関の主張に特段不合理な点はないものと認められる。

### (4) 一級河川小川に関する河川改修計画等について

一級河川小川においては、異議申立人及び本件実施機関の双方が主張するように、護岸等の河川施設が被災した場合には災害復旧事業を実施しており、この内容等については、異議申立人も十分に理解しているものと思料される。

当審査会としては、異議申立人が主張する土石流被災防止対策ではなくとも、それに類する計画等の存在の有無について更に確認するため、一級河川小川に係る河川改修計画等の存否についても本件実施機関に確認したところである。

本件実施機関によれば、本県には一級河川が数多く存在することから、予算等の制約の中で、必要最小限度の治水対策を実施していくという状況であり、一級河川小川に係る河川改修に係る計画等は存在しないということである。本県が管理する一級河川は7百余を数え、その河川延長も4千8百キロメートルを超えるという状況を考えると、抜本的な河川改修を実施できる河川は限られるという現状は理解できるところであり、一級河川小川に係る河川改修計画等が存在しないということについても特段不合理な点はないものと認められる。

### (5) 本件決定の妥当性について

当審査会としては、本件実施機関が管理している一級河川小川に係る公文書についても確認したところである。それによれば、異議申立人が既に公文書公開請求を行い、本件実施機関が公開した一級河川小川に関する公文書が存在していることは認められるものの、砂防事

業に係る計画の策定に関する公文書の存在を認めることはできなかった。また、上記(2)から(4)に記載したとおり、一級河川小川について、本川及び支川における砂防事業の計画が存在せず、河川改修計画等も存在しないことについては、特段不合理な点はないものと認められる。

したがって、現時点では、土石流対策としての砂防施設の計画を立てる必要はなく、その予定もないため、本件文書の作成はしていないとする本件実施機関の主張は、妥当なものと認められる。

#### 4 結論

以上のことから、審査会の結論のとおり判断する。

### 第6 審査経過

平成17年(2005年) 7月27日 諮問

平成18年(2006年) 11月 7日 実施機関からの意見聴取及び審議

(なお、異議申立人は意見書を提出したが、意見陳述を希望しなかった。)

12月15日 審議

2月 5日 審議

3月13日 審議

4月 9日 審議

5月14日 審議終結